

第 5 号議案

府中市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

印鑑登録における旧氏登録の追加及び欠格条項の見直しに伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 府中市印鑑条例（昭和55年3月府中市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第6条第1項第1号中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により同項に規定する磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。第8条第2項を除き、以下同じ。）がされている」に、「第30条の26第1項」を「第30条の16第1項」に改め、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第7条第1項第3号中「が記録されている」を「の記載がされている」に改め、同条第2項中「磁気媒体」を「磁気ディスク」に改める。

第2条 府中市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）」を「同令」に改め、「又は氏」の次に「若しくは旧氏」を加える。

第7条第1項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第13条第5号中「名（」の次に「氏に変更があつた者にあつては住民票に記載がされている旧氏を含み、」を加え、「、通称」を「通称」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。